				注				<b>*</b>	<u> </u>	注	注 変動を行う職員の
	夜勤を行う職員の 勤務条件基準を	入院患者の数が 入院患者の定員	看護・介護職員の 員数が基準に満た	介護支援専門員 の員数が基準に満	看護師が基準に 定められた看護職	僻地の医師確保 計画を属出たもので、医師の数か基	僻地の医師確保 計画を腐出たもの 以外で、医師の数	常動のユニットリー ダーをユニット部に 配置していない等	廊下幅が設備基 準を満たさない場合	いて医療法施行 規則第49条の	数務条件に関する 基準の区分による。
基本部分	満たさない場合	を超える場合	ない場合 又 又	たない場合	異の員数に 20/100を乗じて 20/20を乗じて 7 は 得た数未満の場	準に定められた医 師の員数に	が基準に定められ た医師の員数に	ユニットケアにおけ る体制が未整備で	7	規定が適用され ている場合	加算
			12 13		t 合	60/100を乗じて 得た数未満である	は 60/100を乗じて 得た数未満である	ある場合			
						場合	場合				
a 療養型介護 要介護1 ( 671 単位) 要介護2 ( 781 単位)	-							:			
療養施設サー 要介護2 ( 7,01 年位) (一) 療養 ビス費(j)	]										
型介護療養 (従来型個室) <del>要介護4 ( 1,120 単位)</del> 悪設サービ 要介護5 ( 1,211 単位)	<u> </u>										
ス費(1) 看護<61> 0.療養型介護 要介護2 ( 892 単位)	<u> </u>										
↑膜 (4.1) 標 集施設サービス費(ii) (多床室) 要介護4 (1,130 単位)	1										
要介護5 ( 1,322 単位) 要介護1 ( 611 単位)	-	il		ľ							
a.療養型介護 要介護2 ( 720 単位)	1										
型介護療 型介護療養 〈従来型個室〉 要介護4 ( 1,036 単位)	1			Ì							
ナービス費 ス費(11) 要介護1 ( 722 単位)	1			1							
(2.51)	1	H									
(多床室) 要介護4 (11,147 単位) 要介護5 (11,189 単位)	41	H					ļ		8		
a 療養型介護 <u>要介護1 (581単位)</u> 2 <u>欠介護2 (692単位)</u> 2 <u>欠介護2 (692単位)</u>							1	•			
(三) 療養 ピス費(i) <u>安川級3 ( 043 単位)</u> 型介護療養 (従来型個室) <u>安介護4 ( 1,000 単位)</u>	<u> </u>										
施設サービ 要介護5 ( 1,041 単位) スキ(III) 類介護1 ( 692 単位)			×70/100		×90/100		×90/100				
看護 (6.1) か護 (6.1) か護 (6.1) ・ 要素施設サー ・ 要予護3 (*** 954 単位) ・ 要介護3 (*** 954 単位)	<b>4</b> 1										
(多床室) 要介護4 (※1,111 単位) 要介障5 (※1,152 単位)										1	TO BE SALTE OF SA
a.療養型経過 型介護1 (67) 単位) 型介護療養施 (整介護2 (781 単位)	4									1	夜間勤務等看 護(I) +23単位
(一) 療養 設サービス費 <u>要介護3 ( 931 単位)</u> 型経過型介 (() <u> </u>	4					1			病院療養病床 療養環境滅算		夜間勤務等看
護療養施設 く従来型傷室〉 長介護5・( 1.113・単位)	25 ##	×70/100		×70/100		-12単位			25単位	-12単位	護(II) +14単位
(1)	· H					1				$\parallel$	夜間勤務等看
型経過型 介護療養 (第) 要介護4 (1,133 単位) 予方護療養	븨									l	護(亚) +7単位
施設サービー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ŭI.							][			
スラ (1日につ (二) 奈葉 数サービスラ 製介護2 ( 781 単位) き) 型経過型介 (1) 要介護3 ( 889 単位) 型経過型介 (1) 要介護4 ( 980 単位)	4	H									
護療養施設 (従来型傷室) 要介護5 (/1.071/単位)	[1]	11					11			li	
(D) 10.療養型経過 要介護1 ( 782 単位 香腹(8.1) 型介護療養施 要介護2 ( 892 単位	게										11 1
介護(4.14) 設サービス費 <u>製介護3 (. 1,000 単位</u> (4.) <u>製介護4 (. 1,091 単位</u>	)]]					ì					
	)]								1		
(-) ユニット型療養型介 護療養施設サービス費(1) 要介護3 (**) 1,133 単位	<u> </u>										
- ニット型標 養型介護 療養施設 要介護5 ( 1,325 単位 療養施設 ( 1,325 単位)	2		×70/100		×90/100		×90/100				
サービス費 (1日につ (二) ユニット型療養型介 要介護2 ( 895 単位	2										
き) 護療養施設サービス費(11) <u>要介護3 (**1,133 単位</u> (ユニット型準個室> 要介護4 (**1,234 単位	Σ!										
要介護5 ( 1,325 単位 要介護1 // 785 単位	<b>X</b>							×97/100			
(4) ユ 過聖介護療養施設サービス ライ型療養施設サービス ライン (1,045単位 (1,045単位)	<b>Σ</b> 31			ŀ							
養型経過 型介護療 型介護療 型介護療											
養施設 サービス会 (二) ユニット型衆養型経 展み強つ ( 895 単位	2]]										
(1日につ 過型計画像業施数サービク 要介護3 (/1,045 単位ま)	₹1.						11				
//////////////////////////////////////	<u> </u>	JL	J L	L		l L		ــــــال		II	
注 身体拘束原止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)	30000000	ア民党における母さ	스토웨사는네스 1RI-	6日本際度り デ	所定単位数に代えて1日	こつき444単位を	* 東京				
注 外泊時費用 注 試行的退院サービス費					限度として1日につき80			iに限る。)			
注 他科受診時費用					が行われた場合、1月に				算定		
(5) 初期加算 (1日につき +30単位)											
(6) 退院 (一) 退院 a 退院前後訪問指導加算 時指導等 時等指導加 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限	度										
加算 算 (二、460単位を算定) b 退院時指導加算	注										
(400単位) c 退院時情報提供加算	注		退院後の療養上の指導	を行った場合							
(500単位) d 退院前連携加算	注	医に対して診療情報									
(500単位)	居宅介護支援	事業者と退院前から	5連携し、情報提供とサ	一ピス調整を行っ	た場合						
(入院患者1人につき1回を限度として 300単位算定)											
(7) 栄養 (一) 管理栄養士配置加算 管理体制 (1日につき 12単位を加算)											
加算 (二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)	_										
(8) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)	╝										
(9) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)											
(10) 経口維持加算(1) 経口維持加算(1) (28単位) (1日につき) (2) 経口維持加算(1) (5単位)											
(11) 探養食加算	Ħ										
(1日につき 23単位を加算)	Ħ										
(1日につき 10単位を加算) (13) 特定診療費	픡										
※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置	」 『滅算を適用しな	۱۱.									
※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看記	夏加昇を週用しな	ι ' <sub>0</sub>		15							

(11) 特定診療費

 ・・・平成18年4月改正箇所 (詳細については、<u>別紙1「平成18年度</u> 介護報酬等の改定について」P26~29、31 ~33

…平成20年4月改正箇所

		基本部分		入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダー をユニット毎に配置して いない等ユニットケアに おける体制が未整備で ある場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合
	(一) 診療所型介護 療養施設サービス費 (1) 看護(6:1> 介護(6:1>	施設サービス費 要介護5 ( 859 単位) (6:1) 要介護1 ( 763 単位) アルボス ( 703 15 単位)				
1) 診療所型介護 療養施設サービス 電		サービス費(ii) 〈多床室〉	要介護3 ( 867 単位) 要介護4 ( 918 単位) 要介護5 ( 970 単位) 要介護1 ( 562 単位)			
1日につき)	(二) 診療所型介護 療養施設サービス費	a.診療所型介護療養施設 サービス費(i) 〈従来型個室〉		×70/100		診療所療養病床 設備基準減算 一60単位
	【【Ⅱ) 看護·介護〈3:1〉	b.診療所型介護療養施設 サービス費(ii) 〈多床室〉	要介護2 ( 719 単位) 要介護3 ( 765 単位) 要介護4 ( 811 単位) 要介護5 ( 857 単位)		100	
(2) ユニット型診 療所型介護療養施	(一) ユニット型診療所介護療養施設サービス 〈ユニット型個室〉		要介護1 ( 766 単位) 要介護2 で 818 単位) 要介護3 ( 870 単位) 要介護4 ( 921 単位) 要介護5 ( 973 単位)		×97/100	
設サービス費 (1日につき)	(二) ユニット型診療所介護療養施設サービス 〈ユニット型準個室〉		要介護1 (766 単位) 要介護2 (818 単位) 要介護3 (870 単位) 要介護4 (921 単位) 要介護5 (973 単位)			
注 身体拘束廃止	<b>卡実施加算</b>	(1日につき 5単(	立を減算)			
注 外泊時費用		-		入院患者に対して居宅によ 単位数に代えて1日につき		月に6日を限度として所
注 他科受診時費別	Ħ			入院患者に対して、専門的 われた場合、1月に4日を 算定	]な診療が必要になり、他色 限度として所定単位数に代	医療機関において診療が えて1日につき444単位
(3) 初期加算		(1日につき -	+30単位)			
(4) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導 加算	a 退院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回 460単位を算定)	( )、退院後1回を限度に、			
		b 退院時指導加算	(400単位)	注   入院患者及びその家族等	に対して退院後の療養上の	の指導を行った場合
		c 退院時情報提供加算	(500単位)	注   退院後の主治医に対して	診療情報を提供した場合	
		d 退院前連携加算	(500単位)	注 居宅介護支援事業者と退 合	院前から連携し、情報提供	<b>共とサービス調整を行った</b>
	(二) 老人訪問看護 (入院患者1人	指示加算 につき1回を限度として300.	単位算定〉			
(5) 栄養管理体制加算	引(一) 管理栄養士配 (二) 栄養士配置加	<ul><li>(1日につき 12単位を加算</li></ul>				
(6) 栄養マネジメ		(1日につき 10単位を加算	<del>1</del> .)	, I		
(7) 経口移行加算	<b>*</b>	日につき 12単位を加算)		1		
(8) 経口維持加		日につき 28単位を加算) (1) 経口維持加算(I) (2) 経口維持加算(I)				
(9) 療養食加算	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	[(2)   軽口維持加昇(エ)   日につき 23単位を加算)	(3年版)	ĺ		
I		ロローマロ 49年世で四昇/		_		

平成18年4月改正箇所
 (詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P26~29、31~33を参照。)
 平成18年7月改正箇所
 (詳細については、別紙2「煮養病床再編成に伴う介護報酬等の見直しに係る諮問家について」を参照。)

				等の見直しに係る	諮問案について	【1を参照。) 	
基本部分	入院患者の数が入 院患者の定員を超 える場合	参援・介護職員の 員数が基準に満た ない場合 又は	介護支援専門員の 最数が基準に満た ない場合	れた看護職員の員数 に20/100を乗じて得た 文 数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、 医師の数が基準に 定められた医師の 員数に60/100を乗 して得た数末席であ る場合	翻地の医師確保計 画を届出たもの以 外で、医師の数が 又基準に定められた 医師の勇数に 60/100を乗じて得 た数末満である場	注象的のユニットリーダーをユニット毎日配理していない等ユニットカリースを持ち、エーリーケアにおける体制が未整備である場合
要介達1 (1005 単位) 加度疾患型介護療型介護2 (1072 単位) 脱砂ービス費(1) 整介第3 (1139 単位) 来型観影		×70/100		×90/100		×90/100	
受力接  918単位)   別が (	×70/100		×70/100		12単位		
を介護者 (1.042単位) 受介護者 (1.042単位) 受介護者 (1.109単位) 受介護 (1.109単位) 受介護 (1.108単位) 受介護 (1.018単位) 受介護 (1.019単位) 受介護 (1.011単位) 受介 (1.011単位) (1.011世征) (1.01		×70/100		×90/100		×90/100	
型介護機業施設 一ピス質(1) 要介護3 1 253 単位) コニハ型帽理							×97/10
	入院患者に対して	居宅における外泊を認る	かた場合、1月に6日	を限度として所定単位要 診療が行われた場合、1月	に代えて1日につき	444単位を算定	き444単位を算定
(1日につき +30単位) a 遠院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、 460単位を寛定) b 退院時指導加算 (400単位) c 退院時情報提供加算 (500単位)	注 入院患者及びその 注 退院後の主治医に	)家族等に対して退院後 ニ対して診療情報を提供	の療養上の指導を行 にした場合	テった場合			
d 退院前連携加算 (500単位)  坊間看護指示加算 を書したつき10至限度として300単位算定) 来養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)  士配置加算 (1日につき 10単位を加算)  (1日につき 12単位を加算)  (1日につき 28単位を加算) (1) 経口維持加算(1) (28単位) (2) 経口維特加算(1) (5単位)	作居宅介護支援專事	業者と退院前から連携し	、情報提供とサービ	ス脚整を行った場合			
土配置加拿	(1日につき 12単位を加算) (1日につき 10単位を加算) (1日につき 12単位を加算) (1日につき 12単位を加算) (1日につき 28単位を加算) 維持加算(I) (28単位)	(1日につき 12単位を加算) (1日につき 10単位を加算) (1日につき 12単位を加算) (1日につき 28単位を加算) 維持加算(1)。 (28単位) 推特加算(1)。 (5単位)	(1日につき 12単位を加算)  (1日につき 10単位を加算)  (1日につき 12単位を加算)  (1日につき 28単位を加算)  維持加算(1) (5単位)  (1日につき 23単位を加算)	(1日につき 12単位を加算) (1日につき 10単位を加算) (1日につき 12単位を加算) (1日につき 28単位を加算) 維持加算(1) ※ (28単位) 維持加算(1) ※ (5単位) (1日につき 23単位を加算)	(1日につき 12単位を加算)  (1日につき 10単位を加算)  (1日につき 12単位を加算)  (1日につき 28単位を加算)  維持加算(T) (28単位)  (1日につき 23単位を加算)  (1日につき 23単位を加算)	(1日につき 12単位を加算)  (1日につき 10単位を加算)  (1日につき 12単位を加算)  (1日につき 28単位を加算)  維持加算(T) (28単位)  (1日につき 23単位を加算)  (1日につき 23単位を加算)	(1日につき 12単位を加算)  (1日につき 12単位を加算)  (1日につき 12単位を加算)  (1日につき 28単位を加算)  維持加算(1) (28単位)  (1日につき 23単位を加算)  (1日につき 23単位を加算)

# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

- I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費
- I 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造 介護予防支援費

- Ⅰ 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 介護予防訪問介護費

…平成18年4月改正箇所 (詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の 改定について」P4、5を参照。)

	基本部分	注 3級訪問介護員に より行われる場合	注 特別地域介護予防 訪問介護加算
イ 介護予防訪問介護費(1)	要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき 1,234単位)		
口 介護予防訪問介護費(Ⅱ)	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき 2,468単位)	×80∕100	+15/100
ハ 介護予防訪問介護費(皿)	要支援2 週2回を超える程度の介護予防 訪問介護が必要とされた者 (1月につき 4,010単位)		

: 特別地域介護予防訪問介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

#### 2 介護予防訪問入浴介護費

…平成18年4月改正箇所 (詳細については、<u>別紙1「平成18年度介護報酬等の</u> 改定についてIP14を参照。)

基本部分	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 特别地域介護予防 訪問入浴介護加算
介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 854単位)	×95/100	×70/100	+15/100

: 特別地域介護予防訪問入浴介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

#### 3 介護予防訪問看護費

#### …平成18年4月改正箇所

		. 50.7	注	注	注	注	"神"
	基本部分	准看護師の場合	指定介護予防訪問看 護ステーションの理学 療法士、作業療法士及 び宮語聴覚士の場合	夜間若しくは早 朝の場合又は深 夜の場合	特別地域介護予 防訪問看護加算	緊急時介護予防 訪問看護加算 (※)	特別管理加算
	(1) 20分未満(夜間、早朝、深夜のみ算定可) (285単位)						
イ 指定介護予 防訪問看護ス	(2) 30分未満 (425単位)		30分未満 425単位を算定			1月につき	
テーションの場 合	(3) 30分以上1時間未満 (830単位)		30分以上1時間未満 830単位を算定	夜間又は早朝		+540単位	
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,198単位)	×90/100		の場合 +25/100	+15/100		1月につき
	(1) 20分未満(夜間·深夜·早朝のみ算定可) (230単位)	1 , 30, 100		深夜の場合			+250単位
ロ 病院又は診 療所の場合	(2) 30分未満 (343単位)			+50/100		1月につき	
	(3) 30分以上1時間未満 (550単位)					+290単位	
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (845単位)						

<sup>:</sup> 特別地域介護予防訪問看護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 4 介護予防訪問リハビリテーション費 … 平成18年4月改正箇所

	部本基	<del>)</del>		リハビリー ンマネジ 加算		注 短期集中リハビリ テーション実施加算
介護予防 訪問リハビリテー ション費	院又は診療所 場合 護老人保健施設 場合	(1810)	€ 500単位)	+20	)単位	退院(所)日又は新たに要支援認定を 受けた日から3月以内 十200単位

#### 5 介護予防居宅療養管理指導費

#### …平成18年4月改正箇所

TA SEC	基本部	<del>)</del>	
イ 医師又は歯科医師が行う場	(1) 介護予防居宅報 ((2)以外)	聚養管理指導費(I) (500単位)	注 情報提供が行われない場合 -100単位
合(月2回を限 度)	(2) 介護予防居宅駅 (在総診を算定する場		
	(1) 病院又は診療 所の薬剤師が行う場	(一) 月1、2回目の場合 (550単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている利 用者に対して、当該薬剤の使用に関す
ロ 薬剤師が行	合 (月2回を限度)	(二) 月3回目以降の場合 (300単位)	る必要な薬学的管理指導を行った場合
う場合	(2) 薬局の薬剤師	(一) 月1回目の場合 (500単位)	+100単位
	の場合 (月4回を限度)	(二) 月2回目以降の場合 (300単位)	
	が行う場合(月2回を関 等が行う場合(月4回を	(530単位)	

※ 口(1)(二)又は(2)(二)について、がん末期の患者については、週2回かつ月8回算定できる。

<sup>※</sup> 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

6 介護予防通所介護費 …平成18年4月改正箇所 (詳細については、<u>別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P3、4</u>を参照。)

	注					
	<b>基本部分</b>	利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員 の員数が基準に 満たない場合 は			
	要支援1 (1月につき 2,226単位)	70/100	V70/100			
イ 介護予防通所介護費	要支援2 (計月につき 4,353単位)	×70/100	×70/100			
ロ アクティビティ実施加算	(1月につき 81単位を加算)	Acapear of the Acapearan				
ハ 運動器機能向上加算	(1月)につき 225単位を加算)					
二 栄養改善加算	(1月につき 100単位を加算)					
木 口腔機能向上加算	(1月につき 100単位を加算)					
へ 事業所評価加算	(1月につき 100単位を加算)					

### 7 介護予防通所リハビリテーション費 … 平成18年4月改正箇所

(詳細については、<u>別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P3、4</u>を参照。)

			注
	本部分	利用者の数が 利用定員を超 える場合	医師、理学療法士・作業療法士・作業療法士・言語聴覚 土、看護・介護 は 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
イ 介護予防通所リハビリテー	要支援1 (1月につき 2,496単位)	×70/100	×70/100
	要支援2 (1月につき 4,880単位)	×707100	<b>*</b> 76/100
口 運動器機能向上加算	(1月につき 225単位を加算)		
ハ 栄養改善加算	(1月につき 100単位を加算)		
二 口腔機能向上加算	(1月につき 100単位を加算)		
ホ 事業所評価加算	(1月につき 100単位を加算)		

### 8 介護予防短期入所生活介護費

#### …平成18年4月改正箇所

	F 10.53			44	注		注	注	注:
		基本部分		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超えている場合	介護・看護職 員の員数が基 又準に満たない は場合	常勤のユニット リーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケ アにおける体制 が未整備である 場合	機能訓練体制加算	利用者に対して送迎を行う場合
		(一) 単独型介護予防短期 入所生活介護費(I)	要支援1 ( 478 単位)						
	(1) 単独型介護予防	く従来型個室>	要支援2 (597 単位)		Alexande (				4.35
100000	短期入所生 活介護費	(二) 単独型介護予防短期	要支援1 (522 単位)						
防短期入所		入所生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援2 (653 単位)						
生活介護費(1日につ		(一) 併設型介護予防短期	要支援1 ( 450 単位)						
	(2) 併設型介護予防	入所生活介護費(I) 〈従来型個室〉	要支援2 (563 単位)						
HSA.	短期入所生 活介護費	(二) 併設型介護予防短期	要支援1 (500 単位)						
		入所生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援2 (619 単位)						11 386 _ 4
		(一) 単独型ユニット型介護 予防短期入所生活介護費	要支援1 (557 単位)	×97∕100	×70/100	×70/100		1日につき   +12単位	片道につき   +184単位
	(1) 単独 型ユニット 型介護予防 短期入所生	(I)	要支援2 (681 単位)	-1					
ロュニット		(二) 単独型ユニット型介護 予防短期入所生活介護費	単独型ユニット型介護 栗支援1(557 単位						
型介護予防短期入所生	117 3. 65.	(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要支援2 (681 単位)				×97/100		
活介護費		(一) 併設型ユニット型介護 予防短期入所生活介護費	要支援1 (526 単位)				\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
き)	(2) 併設型ユニット	(Ⅰ)	要支援2 (657 単位)						
	型介護予防 短期入所生活介護費	(二) 併設型ユニット型介護 予防短期入所生活介護費	要支援1 (526 単位)						
	/I/I REA	(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	要支援2(657単位)						377
ハ 栄養管 理体制加算		栄養士配置加算 (1日につき 1	2単位を加簽)		-		-		
	233, ya dii - 3	(1日につき 12単位を加算)							
	1	(1日につき 1	U単位を加昇)	]					
二療養食	加昇	(1日につき	23単位を加算)						